

国土強靱化に資する社会資本整備等を求める意見書

近年の激甚化・頻発化する自然災害は、地域の安心で安全な暮らしや経済活動などに大きな不安を与えています。最近では、令和6年に発生した能登半島地震や豪雨災害が、住民生活や経済活動に大きな影響を及ぼす事態となり、当市においても発生しないとは限りません。

このような状況において、平常時や災害時を問わず地域の安心で安全な暮らしや経済活動などを支える道路や河川といった防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが重要となります。

一方、江別市を含む地方公共団体の財政は依然として厳しく、また、資材価格の高騰や賃金水準が上昇する状況にありますが、社会資本の整備・管理に必要な予算を安定的に確保することも、住民の安心で安全な暮らしや経済活動にとって大変重要です。

よって、国におかれましては、引き続き道路や河川といった防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備・管理の充実・強化が図られるよう、下記の事項について取り組むことを強く要望いたします。

記

- 1 社会資本の整備・管理が計画的かつ安定的に進められるよう、必要な予算を確保すること。
- 2 第1次国土強靱化実施中期計画に基づく対策を着実に進めるため、資材価格・人件費高騰等の影響を反映した予算・財源を確保すること。
- 3 道央圏連絡道路をはじめとする高規格道路のミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道連携によるダブルネットワークの構築、耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。
- 4 石狩川（下流）河川整備計画や千歳川流域水害対策計画等に基づく河川整備を着実に進め、水害による被害の防止・軽減に努めること。
- 5 準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、流域治水の取組に必要な財政支援をさらに強化すること。
- 6 社会資本の老朽化対策を推進し、予防・保全によるメンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期的かつ安定的に確保するほか、社会資本の維持管理に係る制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。
- 7 令和7年度より舗装補修の対象範囲が拡充された緊急自然災害防止対策事業債の延長を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。
- 8 適切な除排雪等、冬季交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。
- 9 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧などのため、国土交通省北海道開発局及び札幌開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年9月18日

北海道江別市議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

国土強靱化担当大臣